

京都市保育所条例及び京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（令和元年9月27日京都市条例第14号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

- 1 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行により子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の一部が改正され、子育てのための施設等利用給付が創設されることに伴い、京都市子ども・子育て支援法施行条例（以下「施行条例」という。）を改正し、当該制度に関し命じた報告等をしない者等を過料の対象とすることとしました。
- 2 法の改正に伴い、京都市保育所条例及び施行条例の規定を整備しました。
この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例及び京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年9月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第14号

京都市保育所条例及び京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する
条例

(京都市保育所条例の一部改正)

第1条 京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第2条 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市子ども・子育て会議条例」を「京都市はぐくみ推進審議会条例」に改める。

第3条、第4条第1項及び第7条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第9条、第10条第1項、第13条第1項、第14条及び第15条各号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第18条第1号中「第13条第1項」の右に「(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条第2号中「第14条第1項」の右に「法第30条の3において準用する場合及び」を加え、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、「含む。」の右に「以下この号において同じ。」を加え、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)